ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されている。しかし、国が実施している現行の医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院及び手術費用等は、極めて高額となるにもかかわらず、助成の対象外となっている。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確化を図りつつ適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいるが、同じ生活支援制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度(障害者手帳)は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師らからも多くなされている。

よって、国におかれては、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和 し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

沖縄県議会

衆 議 院 議 長 長 参 院 議 議 臣 内 閣 総 理 大 厚 生 労 働 大 臣 沖縄及び北方対策担当大臣